

「財産債務調書制度」のあらまし

令和4年1月1日以後に財産債務調書を提出される方はこのあらましを活用してください。

制度の概要等

◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方又は所得税の還付申告書（その年分の所得税の額の合計額が配当控除額及び年末調整で適用を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える場合におけるその還付申告書に限ります。）を提出することができる方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額（注1）が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（注2）を有する方は、その財産の種類、数量及び価格並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を、その年の翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、財産債務調書の提出に当たっては、別途「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

- （注）1 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。ただし、①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。
- 2 「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。
- 3 相続開始の日の属する年（相続開始年）の年分に係る財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務（相続財産債務）を記載しないで提出することができます。この場合において、財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額から相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します。この取扱いは、令和2年分以後の財産債務調書について適用されます。

◎ 財産の価額

財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

（注） 「時価」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価格）などをいいます。「見積価額」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。

なお、「見積価額」の具体的な算定方法につきましては、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載している法令解釈通達等でご確認ください。

◎ 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、財産の種類、数量、価額、所在及び債務の金額等を記載することとされています（財産及び債務に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

- （注）1 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。
- 2 マイナンバーを記載した財産債務調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について』（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>）をご覧ください。

◎ 「国外財産調書」との関係

財産債務調書を提出する方が国外財産調書を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しない（国外財産の価額を除く。）こととされています。

財産債務調書（合計表）の記載例

財産債務調書の提出に当たっては、別途、「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

(調書)

(合計表)

令和××年12月31日分 財産債務調書		令和××年12月31日分 財産債務調書合計表	
住所 東京都千代田区霞が関3-1-1		住所 東京都千代田区霞が関3-1-1	
氏名 国税 太郎		氏名 国税 太郎	
個人番号 0000000000000		個人番号 0000000000000	
財産債務の区分	種類	用途	数量
土地	事業用	東京都千代田区×××1-1-1	1 250.000 ㎡
預貯金	普通預金	東京都千代田区×××2-2-2	38,961,915
有価証券	上場株式(株)	東京都千代田区×××1-1-1	5000 株
国外財産簿に記載した国外財産の価額の合計額 (うち国内輸出時対象財産の価額の合計額)		89,000,000 (34,000,000)	
財産の価額の合計額		789,217,299	
負債の金額の合計額		23,900,000	
財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地	2500000000	現金	1805384
建物	1990000000	預貯金	38961915
山林		有価証券	6450000
現物		取得価額	6500000
債権		非上場株式	
債権		特定有価証券	3000000
債権		匿名信託の受益権	14000000
債権		主たる権利を有する債権	29000000
債権		債権	3000000
債権		貸付金	3000000
債権		未収入金	1500000
債権		借入金	2000000
債権		未払金	1500000
債権		その他の債権	2000000
債権		負債の金額の合計額	23500000
債権		負債	
債権		借入金	2000000
債権		未払金	1500000
債権		その他の債権	2000000
債権		負債の金額の合計額	23500000

その他の措置

- ① 財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税等・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その財産又は債務に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 財産債務調書の提出が提出期限内にない場合や提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産又は債務に関して所得税等の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その財産又は債務に係る過少申告加算税等が5%加重されます。

(注) 相続財産債務については、相続財産債務を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合は加重措置の適用対象となりません。この取扱い、令和2年分以後の所得税について適用されます。

- 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) には、調書や合計表の様式のほか、制度についてのFAQ、法令解釈通達等を掲載しております。
- 税務署での面接によるご相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

なお、ご予約の際には、お名前、ご住所、ご相談内容等を伺います。